

花園大学任期付教員に関する規程

制 定 2006（平成18）年12月7日

（目的）

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）（以下「法」という。）の第5条第2項の規定に基づき、花園大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用について定めることを目的とする。

（任用組織等）

第2条 法第4条第1項第1号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項は、別表第1のとおりとする。

（労働契約）

第3条 任期付教員を任用する場合は、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

（業績審査）

第4条 任期付教員の再任用に当たっては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他本学への貢献、社会への貢献等に関する事項

（運用細則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

2 この規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、本学広報誌、ホームページ等に公表するものとする。

附則

この規程は2006（平成18）年12月7日から施行する。

別表第 1（法第 4 条第 1 項第 1 号関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任
文学部（全学科が対象）	教授・准教授・講師	5 年	可・5 年・1 回
社会福祉学部（全学科が対象）	教授・准教授・講師	5 年	可・5 年・1 回

《任期付嘱託教員関係》

嘱託教員規程

第 11 条 任期付嘱託教員については、「花園大学任期付教員に関する規程」を準用する。

2．任期付嘱託教員の任用に当たって前項準用規程及び本規程に定めのない事項は、学長が決定する。